

## 54 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
34	1111 予防医師居宅療養Ⅰ1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合 507 単位	507	1回につき	
34	1113 予防医師居宅療養Ⅰ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 483 単位	483		
34	1115 予防医師居宅療養Ⅰ3			(三)(一)及び(二)以外の場合 442 単位	442		
34	1112 予防医師居宅療養Ⅱ1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合 294 単位	294		
34	1114 予防医師居宅療養Ⅱ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 284 単位	284		
34	1116 予防医師居宅療養Ⅱ3			(三)(一)及び(二)以外の場合 260 単位	260		
34	2111 予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	507		
34	2112 予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位	483		
34	2113 予防歯科医師居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合	442 単位	442		
34	1221 予防薬剤師居宅療養Ⅰ1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	558 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	558
34	1222 予防薬剤師居宅療養Ⅰ1・特薬			558 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位		658
34	1251 予防薬剤師居宅療養Ⅰ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	414 単位		特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1252 予防薬剤師居宅療養Ⅰ2・特薬			(三)(一)及び(二)以外の場合	378 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478
34	1271 予防薬剤師居宅療養Ⅰ3			(一)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	507
34	1223 予防薬剤師居宅療養Ⅱ1		(2)薬局の薬剤師の場合	507 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位		607
34	1224 予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬			507 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位		607
34	1255 予防薬剤師居宅療養Ⅱ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	376 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	476
34	1256 予防薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬			376 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	476	
34	1226 予防薬剤師居宅療養Ⅱ3			(三)(一)及び(二)以外の場合	344 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444
34	1227 予防薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬			344 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444	
34	1253 予防薬剤師居宅療養Ⅱ4			(一)単一建物居住者が1人の場合	537 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	537
34	1254 予防薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位	483		
34	1273 予防薬剤師居宅療養Ⅱ5		(3)(1)及び(2)以外の場合	442 単位	442		
34	1274 予防薬剤師居宅療養Ⅱ5・特薬	ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	537 単位	537		
34	1275 予防薬剤師居宅療養Ⅱ6		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位	483		
34	1276 予防薬剤師居宅療養Ⅱ6・特薬		(3)(1)及び(2)以外の場合	442 単位	442		
34	1241 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	355 単位	355		
34	1242 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	323 単位	323		
34	1243 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位	295		
34	1261 予防看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	402 単位	准看護師が行う場合 × 90%	362	
34	1262 予防看護職員居宅療養Ⅰ・准看			402 単位	准看護師が行う場合 × 90%	362	
34	1263 予防看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	362 単位	准看護師が行う場合 × 90%	326	
34	1264 予防看護職員居宅療養Ⅱ・准看			362 単位	准看護師が行う場合 × 90%	326	
34	8000 予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算				
34	8100 予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算				
34	8110 予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算				

※へ(1)、(2)については、平成30年9月30日で廃止とする。